

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る（平成22年8月より父子家庭も対象）。

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

4. 手当額

月額（令和4年4月～）	・全部支給：43,070円	・一部支給：43,060円～10,160円
加算額（児童2人目）	・全部支給：10,170円	・一部支給：10,160円～5,090円
（児童3人目以降1人につき）	・全部支給：6,100円	・一部支給：6,090円～3,050円

5. 所得制限限度額（収入ベース）※前年の所得に基づき算定。

- ・全部支給（2人世帯） 160万円
- ・一部支給（2人世帯） 365万円

6. 支払期月

- ・1月、3月、5月、7月、9月、11月

7. 受給者数（令和3年3月末現在）

877,702人（母：829,949人、父：43,799人、養育者：3,954人）

8. 予算額（国庫負担（1/3）分）

令和4年度予算 1,617.7億円

9. 手当の支給主体

支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村

10. 改正経緯

- ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）
- ②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）
- ③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）
- ④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）